

令和3年(レ)第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(第一審原告) 伊東達也 外1271名

控訴人(第一審原告) 酒井美幸 外29名

被控訴人(第一審原告) 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人(第一審被告) 東京電力ホールディングス㈱ 外1名

### 準備書面(控訴審1)

(関礼子意見書(甲A661)を前提とする準備書面)

2022(令和4)年6月30日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

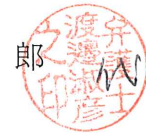
第一審原告ら代理人

弁護士	小野寺	利孝	
同	弁護士	広田次男	
同	弁護士	鈴木堯博	
同	弁護士	渡辺淑彦	
同	弁護士	米倉勉	
同	弁護士	笹山尚人	

同 弁護士 坂 田 洋



同 弁護士 吉 田 梯 一 郎



同 弁護士 市 野 綾



## 第 1 自主的避難等対象区域

### 1. いわき市の自主的避難等対象区域に対する原審の認定

- (1) 原審は、事故発生直後の 2011 年 3 月におけるいわき市民が置かれた状況について、その日常生活は混乱し、放射線被ばくのリスクに対する合理的不安や恐怖を感じていたと認定したものの、「3 月終わり頃又は 4 月以降は、市民生活の混乱状況や放射線被ばくのリスクに合理的な不安を覚える状況は、徐々に収まっていった」（地裁判決 490 頁）と認定し、「4 月以降徐々に回復し、もとより本件事故の影響が、4 月 22 日の屋内退避区域の解除により直ちに完全に解消されたとはいえないが、ある程度社会的混乱が収まり、放射線被ばくのリスク自体も同様であって、日常生活を回復していく状況にあった」（同 491 頁）と認定した。
- (2) そして慰謝料額については、自主的避難等対象区域の場合、「法令に基づく強制力までであったわけではなく、区域内の全住民が避難を余儀なくされた避難指示等を受けた区域と全く同じと考えることはやはり困難」（508 頁）としつつも、「避難者の数も相双地区以上に多く、これらの状況は明らかに他の自主的避難等対象区域と一線を画しているといえること、相双地区と同じ「浜通り」であり、本件原発との距離からしても、相双地区といわき市を全く別異に扱うべき理由も見出し難いことが指

摘できる」(地裁判決 507 頁)との考慮から、「事故直後のいわき市の混乱状況等により被った精神的苦痛に対する慰謝料を月額 6 万円とし、平成 23 年 3 月及び 4 月の慰謝料額として一人当たり 12 万円が認められるべきである」(地裁判決 509 頁)とした。

- (3) 精神的慰謝料は、2011 年 5 月から 9 月末までは精神的苦痛に対する慰謝料を認めるべきであるとした。すなわち「その終期としては、被告東電が、屋内退避区域のいわき市住民に対して、平成 23 年 9 月末までとして、合計 70 万円 (10 万円×7 か月分) の支払いをしていることに鑑み、同年 5 月から同年 9 月末までの慰謝料として更に 10 万円 (上記のとおり、直ちに元の生活に戻ったとはいえないとしても、被害の程度はかなり軽減されていることに鑑み、月額 2 万円に低減されるものとして、2 万円×5 か月分とする。)を、その精神的苦痛に対する慰謝料として認めるべきである」(地裁判決 509 頁)と認定したのである。

## 2. 原審認定の間違い

- (1) 関礼子意見書 (甲 A661) でも詳細に論じられているように、原審のこのような認定は、いわき市民の受けた被害の「終期」の判断があまりに早すぎ、当時のいわき市が置かれた状況を的確に把握しているとは到底思えない。
- (2) また、原審は、原発事故による「被害」を、あまりに医学的リスクという被害に偏った認定をしており、日常生活の阻害という被侵害利益を正面から認定しているとは思えない。原審は「屋内退避区域を除き、いわき市において、平成 23 年 5 月以降、本件事故による直接的な健康リスクに関する被害は認められず、放射線感受性が高い子供、妊婦などを想定しても、そのリスクが高いとまで認められず、健康リスクを危惧することが合理的であるといった状況は認められない。また、屋内退避区域における空間放射線量などを考慮するとしても、放射線被ばくによる

影響が大きいものとは評価できない」(499-500 頁)としているのである。このように原審は、医学的知見の客観性や合理性に依拠して放射能の危険性を判断してしまったのである。そうであるがゆえに、原審は、「5 月以降は、本件事故直後と同様の被害が継続していたとはいえず」(509 頁)、「放射線被ばくによる健康リスクは相当程度下がって」(508 頁)いるとの判断をしているのである。

- (3) しかし、健康リスクだけで放射性物質による被害を把握できるとは到底思えない。放射能汚染下での生活を余儀なくされることで生じた平穩生活権侵害、健康に対する権利、若い世代が避難することなく共に暮らしてきただろう家族の権利など、憲法や国際法上の人権侵害の有無に照らして被害の重大性を認容すべきであったと言える。すなわち、損害を、広く、平穩生活権の侵害と捉えるならば、いわき市民が、それまで当然に享受できていた平穩な日常生活というものが、損傷されるという「ふるさと損傷」というべき観点も含め、医学的リスクに留まらない日常生活の阻害状況についての的確に認定されるべきであったのである。

### 3. いわき市民の当初の混乱と不安の継続

まず、2011 年 4 月以降の被害の継続性について、原審は「本件事故の影響が、4 月 22 日の屋内退避区域の解除により直ちに完全に解消されたとはいえないが、ある程度社会的混乱が収まり、放射線被ばくのリスク自体も同様であって、日常生活を回復していく状況にあった」(同 491 頁)と認定は、当時の状況の的確に把握した事実認定とは言えない。以下の各事情に鑑みても、それは明らかである。

#### (1) 母乳から放射性ヨウ素の検出

2011 年 4 月 20 日に「母乳調査・母子支援ネットワーク」が福島県や茨城県、千葉県の子どもの母乳調査を行い、その結果を公表したが、9 検体中 4 検体から放射性ヨウ素が検出されたことが分かっている。また、国立保

健医療科学院の調査では、福島県の 21 名中 7 名に放射性セシウムが検出され、うち 2 名はいわき市の母親であった。いわき市の検査は 3 名に対して行われたものであったから、3 分の 2 の割合でセシウムが検出されたということになる。

明らかに、この結果は、妊婦や子どもや孫の誕生を待つ家族にとって不安と恐怖を与えた。

## (2) 子どもの尿からも放射性物質が検出されたとの報道

「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」など NGO は、2011 年 6 月 30 日記者会見を開き、福島市内の 6 歳～16 歳の男女 10 人の尿を検査した結果、全員から放射性物質セシウム 134、137 が検出され、内部被ばくの可能性が極めて高いとの発表があった。このような報道も、子どもを持つ親や家族にとって、強い恐怖や不安を生じさせるものであり、状況が許されるならば自主避難を余儀なくされる精神状態になったことは容易に推察される。

## (3) 2011 年 6 月頃からの各地でのホットスポットの存在の報告

2011 年 6 月頃から、福島県内に留まらず、茨城県、千葉県などでも局所的に高い放射線量が計測されたことが問題になり、空間線量測定や除染の必要性が議論され始めた。同様に、いわき市でも同年 6 月 28 日、市の測定結果で毎時 0.44～3.66 マイクロシーベルトの線量が見られた川前町萩・志田名地区で現地説明会を開催し、地区外への避難を希望する人に住宅をあっせんするという方針を示した。翌 29 日、国の原子力災害現地対策本部長は、いわき市のホットスポットの有無を調査する方向で検討したいと述べている。

また、文部科学省が 2011 年 8 月 30 日に報道発表した放射性セシウムの土壤汚染マップは、いわき市にも線量の高い場所があることを確認しうるものであり、市内 423 カ所の土壤調査で「ホットスポット」が見つかった

(毎日新聞 2011 年 10 月 1 日)。

(4) 汚染状況重点調査地域」に指定

2001 年 12 月、環境省は、追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルトを超える区域がある 8 県 102 市町村を「汚染状況重点調査地域」に指定した。いわき市はそのうちの 1 つであった。

(5) 安定しない原発が存在している中での度重なる災害

気象庁によれば、平成 24 年 4 月 29 日までに発生した余震は、マグニチュード 7.0 以上は 6 回、マグニチュード 6.0 以上は 97 回、マグニチュード 5.0 以上は 599 回発生したが、地震が起きるたびに原発が大丈夫なのかの不安に苛まれる状態が続いた。すなわち、2011 年 12 月に冷温停止状態にあることが宣言されたものの、現在に至るまで原子力緊急事態宣言が発令中であるし、東日本大震災の「余震」が原発に与える影響の不安は現在も存在しているのである。なお、いわき市は「東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、万が一、高濃度の放射性物質が拡散した場合に、市民の皆様が速やかに安定ヨウ素剤を服用し、避難等に備えることができるよう、安定ヨウ素剤を事前配布し、家庭で備蓄」して、更なる事故に備える態勢をとっている。最近でも、2021 年 2 月の福島県沖地震では、処理済みの汚染水タンク 53 基の位置がずれ、地震後に 1 号機と 3 号機の原子炉格納容器の水位低下がみられた（朝日新聞 2021 年 6 月 8 日）。

2022 年 3 月の福島県沖地震では、1 号機の原子炉格納容器の水位低下、燃料を吊り上げるクレーンの不具合、放射性廃棄物の屋外保管用コンテナ 8 基の転倒があった（朝日新聞 2022 年 3 月 24 日）。

その後、1 号機の原子炉圧力容器を支える台座の損傷と燃料デブリとみられる堆積物の存在が確認され、耐震性を危ぶむ声が出始めたなど報道（朝日新聞 2022 年 5 月 28 日）があるたびに、いわき市民は不安や恐怖を感じざるを得ない。

(6) 自主避難実行者の増加による不安

福島県から他県への自主避難者は夏休みを契機に増加しており、原発事故が市民生活に与えた影響は長期にわたり存在していた。ちなみに、福島県から新潟県に自主避難する人への民間賃貸住宅借上げ制度の受付は、申し込みの動向に鑑み、2012年12月まで延長された。福島県が自主避難者に対する住宅の無償提供を打ち切る方針を示したのは2015年5月で、実際に打ち切ったのは2017年3月末である。

(7) 汚染状況の解明に時間を要したことによる不安

汚染の実態解明にも時間を要しており、高濃度の汚染水漏れが続き、低線量被ばくの問題も指摘されるなか、いわき市民は除染なき環境下で不安を抱えながら居住・滞在し続けていた。いわき市が市内全域の除染計画を発表したのは2011年12月のことで、その内容は「追加被曝線量が年間5ミリシーベルト以上、原発から30キロ圏内を含む地域、子どもの保育・教育施設を優先的に除染する」というものであった。いわき市の除染が一通り終了するのは、2017年であった。

4. 語られにくい滞在者の被害

- (1) これだけの事実を見ても、「3月終わりから4月には日常生活を回復していく状況」にあったという状況認識は、当時の状況や事実関係を正確に捉えたものとは言い難い。仮に、いわき市住民において、表面上、日常生活を回復しているように見えたのならば、それは、放射能との向き合い方の違いにより、人間関係を壊さぬよう、被害を語らず、語れず、被害を個別に背負わざるを得ない状況に追い込まれていたと評価するのが適切であろう。
- (2) 恐怖や不安を抱きながらもその場所に留まり続けた滞在者の被害は、これまで十分に省みられてこなかった。すなわち、自主避難等対象区域の被害は、自主避難実行者からの訴えがほとんどであった。しかし、こ

のような自主避難実行者の訴え、すなわち、放射能汚染下で子どもに被ばくをさせたくない、子どもを守りたい、だから避難させたとの訴えは、時に、避難元の地域に残った滞在者の心を傷つけることにもなった。同じ子育て世代の滞在者にとって、自主避難実行者からの「なぜ子どもを守るために避難しないのか」、「なぜ子どもを避難させないのか」という批判に聞こえるからである。このように自主避難実行者と滞在者との間では、お互いの立場を気遣い、直接的には放射能汚染による被害を語らない・語れないという思いがあったのである。

(3) また、滞在し続ける人々の間でも、放射能を気にするか、気にしないかで互いの関係性に摩擦が生じないように、放射能の話はタブーになってきた。洗濯ものを外干しするかどうかで、考え方の相違を察していたというのは、象徴的な話である。妻子が避難して夫だけが滞在している、子や孫が避難して親世代が滞在しているなど、家族が分離して暮らしている場合もある。避難とは言わず、表向きは仕事を理由にして若い世代がいわき市を出ている場合もある。そのような場合も含めて、いわき市民の「ふるさと損傷」被害は、そこで暮らしていかななくてはならないがゆえに、語られにくい状況にあった。

(4) いわき市は農産物の販路の再拡大や、自主避難者の帰還を促す帰還環境整備に取り組んできたが、こうした事業が必要だったのは、「ふるさと損傷」被害が現に生じていたからである。そして、「ふるさと損傷」被害が見えにくいのは、インフォーマルな内緒話として、話す相手を慎重に選び、本当に話してもいいのかどうか腹の中を探りながら語られてきたからである。

そこでの被害は、「田植えをあきらめて会津に米を買いに行った」、「山菜が出るように管理してきた山を荒らした」、「果樹を伐採した」、「食材の産地が気になってしょうがなかった」など、具体的な事実としてひっ



そりと語られてきたのである。

#### 5. 未除染下で生活することについての被害

- (1) 関意見書（甲 A661）でいう「じわり」型被害について、原判決はその重大性を認めていない。「元の生活に戻るまでにある程度の期間を要した」（509 頁）という程度の認識に過ぎない。原判決は、この回復期間を考慮して、いわき市の被害の終期を 2011 年 9 月末までとした。しかし、むしろ、第二期の終期は、いわき市が未除染のまま汚染下にあった時期をもとに議論されるべきであろう。
- (2) 一般公衆の放射線限度を超える汚染下（未除染下）で滞在することは、一般的にみて不快を感じる状況であり、土壌や空気、食物を通して、日常的に「じわり」と健康がむしばまれていくことに苦痛やストレスを感じることに当然である。いわき市が避難指示等区域に隣接し、汚染状況重点調査地域に指定されたことからみても、それは当たり前のことである。汚染下（未除染下）での生活は、地域の生活様式や人間関係に影響を及ぼし、地域資源の価値を損ね、地域で暮らす誇りやアイデンティティを傷つけたのである。
- (3) この点、岡山地裁判決（平成 23 年 5 月 31 日）と同控訴審判決（広島高裁平成 24 年 6 月 28 日）は、土壌汚染された土地に住み続けたことによる慰謝料を認容した例として、参考になる。この判決は、地中に廃白土、ベンゼン等が存在する分譲地の売買に関し、それらの物質が「土壌に含まれていることに関する規制は存在しなかったものの、廃白土、ベンゼン、トリクロロエチレンに関する規制自体は存在していたし、油臭による不快感、違和感が生活に支障を生じさせうることについても一般的に認識されていたと考えられるから、地中に一定量を超えて上記物質が存在した場合には、同地の居住者の安全が害され得ることについて、当時、一般的に認識されていたということが出来る（略）。また、上記物

質が地中に存在する場所に居住することは、当時においても、一般的に不快を感じ得る事情であったと推認される」として賠償を認めた。広島高裁の控訴審判決（平成 24 年 6 月 28 日）は、「土壌汚染の存在する住居に住み続けたことによる慰謝料は 1 か月当たり 10 万円を下らない」と判示した。汚染された土地で住み続けることに対して、被害の存在が認められており、健康被害との因果関係がなくとも、一般的に不快感や違和感を覚え、生活に支障が出ると認識されていれば慰謝料が認容されるという判示は、原発事故による放射能汚染下での生活被害を考えるうえでも有益である。

- (4) いわき市が汚染下にあったということは、除染がなかなか進捗しなかったということの意味する。除染計画上、いわき市で子供の生活環境空間の除染や、北部の住宅や宅地などが終了するのは 2014（平成 26）年度、北部以外の除染が終了するのは 2017（平成 29）年度となっている。しかし、地裁判決は、除染がないまま居住し続けていたといういわき市民の汚染下の日常生活を踏まえて終期を判断していない。しかし、除染の必要性がありながら未除染下で生活し続けることが、「一般的に不快を感じ得る事情」であることは論を待たない。

## 6. 「ふるさと損傷」という観点からの被害

- (1) 原発事故による地域的被害、地域力の低下と言われる被害は、同時に個々の当該住民の被害として観念できるものである。すなわち、関意見書（甲 A661）でも述べられているように、人と自然のかかわりのなかで自然や生態系はつくられ、維持されていくものである。山林や田畑、川や海は、人々の生業の舞台であると同時に、生活に活気や潤いを与える自然資本ないし生態系資本である。①人と自然のかかわりが損なわれることで、自然（生態系）資本が損なわれ、暮らし方・生き方が損なわれる、②それが人と人との関係性に影響を与え、社会関係資本（互酬的関

係やネットワーク)を損ない、人間関係や社会関係に影響を与える、③それらが後継者や後継ぎ不足、人口流出、交流人口の減少を招き、耕作地の放棄や伝統文化の損傷といった形で地域の持続性や永続性を損ない、景観や民俗、観光資源など地域資本(文化資本)を損なっていくという被害の連鎖のなかに、平穩生活権侵害の判断要素が位置づけられるのである。

以下、個々の被害を見ていくことにする。

## (2) 山林の被害

いわき市の面積 123,202ha のうち 88,744ha を占める森林では、放射性物質に汚染された森林の再生が重点施策のひとつになっている。野生のさんしょう、ワラビ、タラノメや露地栽培の原木ナメコの出荷制限は継続中であり、コシアブラ、タケノコ、ゼンマイにも摂取制限が、野生キノコについては出荷制限と摂取制限がかかったままである。薪の生産も原発事故後には記載がなくなった。林業だけでなく、山菜・キノコ採りもできなくなり、人が入れない自然(生態系)は遷移して荒れてしまう。これが自然(生態系)資本の損傷と言える。自然(生態系)資本の損傷は、周回する季節とともにあった地域の暮らし方や人々の生き方にダメージを与える。そのダメージは、中山間地域において顕著になる。いわき市の田人地区では、山菜・キノコの無人販売所が何か所かあり、季節になると、マチから山菜目当てで人々がやってきた。地域の高齢者は熱心に山歩きをして、山菜・キノコを販売所に並べ、ちょっとした小遣い稼ぎをしていたが、販売所も成り立たなくなった。季節を感じ、旬を感じられる暮らし、生活を豊かにする営み、外から人を引きよせて地域を活性化する術を失うことになった。

## (3) 農業被害

農業被害を、単に「営業損害」としてみると被害の大きさを見誤ること

になる。自家用の作物をつくるということも含め、「いわきの人にとって田畑をつくれないというのは大問題です。『いわきのものは食べられないから』と言われることはショックで、がっかりして、(田畑を)作らなくなる。そうすると生き甲斐や、励みがなくなる」のである。作ったものを食べるか食べないで気づかいをし、食べないとなればお互いがお互いに傷つけあうことになる。生き甲斐がなくなれば、農地の維持や次世代への継承に期待が持てなくなる。後継者がいなくなれば、民俗文化の継承にも影響が出る。景観も変わる。自然(生態系)資本の損傷は、社会関係資本の損傷を招き、やがては社会資本の損傷は景観や民俗文化など地域資本(文化資本)の損傷につながっていくのである。

#### (4) 海の被害

海に関しては山林や農地のように事故時の汚染だけでなく、事故後もさらなる汚染が続いてきた。2013年、漁協が試験操業の開始を決定し、四倉海水浴場を事故から3年ぶりに再開しようというときに、福島第一原発から汚染水の海洋流出が続いていることがわかった。2014年にはタンクから高濃度の汚染水が漏れたと発表された。原発事故から10年たった2021年、東電は処理済み汚染水の海洋放出計画を原子力規制委員会に申請、2022年に原子力規制委員会は海洋放出計画を了承した。

いわき市内の海水浴場は、防潮堤の工事などもあり、勿来海水浴場が2012年、四倉海水浴場が2013年、薄磯海水浴場が2017年、波立海水浴場が2019年に順次、開設された。原発事故前は福島県内有数の人気観光スポットだった勿来海水浴場が、2012年に海開きをした際の放射線量は地表付近で0.07~0.36マイクロシーベルト、海水中の濃度は1リットル当たり1ベクレル以下だった。翌2013年は空間線量が0.06~0.20マイクロシーベルト、海水中の濃度は不検出となったが、観光客数は震災前から大きく割り込んだまま、回復をみずにコロナ禍での海水浴場閉鎖となってい

る。

この間、親子で海に遊びに行くということは、積極的に選択されなかった。水道水ではなくミネラル・ウォーターを飲用にしてきた家庭もあり、夫婦の間で海には汚染水が流出しているから遊びに行きたくないという話が出たり、家族同士で海に行こうと誘えなかつたりする状況が続いてきた。そして汚染水放出問題に伴い、「処理水の放出後に子どもを海水浴場で遊ばせるかどうかで親同士の間で新たな分断が生まれるのを心配する意見」も出てきている。

このように、自然（生態系）資本の損傷は、社会関係資本の損傷を招き、それは最終的に地域の持続性や永続性を損なっていく。遊べない海、自慢できない海は、いわき市民の地域資本の損傷であるし、アイデンティティの損傷につながっていくのである。

#### (5) 川の被害

内水面に関しては夏井川漁協や鮫川漁協があり、アユやヤマメなどの釣りを楽しむことができた。

ところが、原発事故後、水域と魚種の一部採捕禁止の措置がとられ、事故後には遊漁権販売受託業者や地元養殖業者が廃業している。鮫川では規制がなかったが、アユのヤナ場がなくなり、地元では漁をする人が少なくなった。両漁協での遊漁者は2～3割減少したという。

これらは、単に営業損害のみで評価尽くせる被害ではない。いわき市で暮らす豊かさや喜び、食文化や地域の誇りが損なわれたことを意味する。換言すれば、原発事故によりもたらされた生活環境や生活文化が損傷されたのである。

#### (6) 良好な観光資源からみえる原発事故被害

石炭産業や重化学産業から製造業への産業転換を遂げてきたいわき市は、常磐線や常磐自動車道によって首都圏と結ばれ、観光資源に恵まれた

風光明媚な地域としても発展してきた。いわき七浜（勿来、小名浜、永崎、豊間、薄磯、四倉、久ノ浜）の海岸線や海水浴場、人気のサーフィンスポット、海岸線沿いや内陸部にあるいくつものゴルフ場、歴史ある湯本温泉や国宝の白水阿弥陀堂、勿来の関、1966年の開業から全国的に有名だった常磐ハワイアンセンター（現在のスパリゾートハワイアンズ）、有機農産物や「常磐もの」としてブランド化されてきた海の幸など、見る・食べる・遊ぶに事欠かない観光地でもあった。

ところが、原発事故により、これらの観光資源の魅力や人気が大きく減退してしまった。夏井川溪谷などの溪谷美を誇る地域は、山林未除染のため、入山者数が大幅に減少してしまっている。また、内水面漁協のある鮫川・夏井川のヤナ場や釣り客も減少してしまった。漁協のいわき七浜での海水浴やブランド化された「常磐もの」はその地位が大きく低下している。ゴルフ場の廃業は相次いでいる。このような被害は事業者にとどまらず、いわき市民の遊び・趣味の場の減少、地域や市民の誇りとアイデンティティを傷つけるものであった。

#### (7) 魚（「常磐もの」）からみえる原発事故被害

福島県から茨城県にかけて水揚げされる魚介類を「常磐もの」と呼ばれる。福島県沖でバラエティーに富んだ魚介類がとれるのは、沖合に暖流と寒流の潮の境目があるからである。豊富な養分を含む水域が広がっており、水揚げ量の統計を取っている魚だけでも150種に上る。県水産課によると、東京の築地中央卸売市場では、福島で揚がった魚介類は「常磐もの」と呼ばれ、ブランド化するほど質に定評があった。

ところが、原発事故は、漁業に大打撃を与え、海釣りを楽しむ人も趣味を失う状況になった。新鮮な魚を県外の親戚や友人に送って喜ばれることもなくなった。いわき湯本温泉にある老舗旅館は、家族で訪れる宿泊客にいわきの海産物を提供するのが自慢であったが、それが原発事故後には難

しくなった。原発事故で汚染水漏れに加え、「処理水」の海洋放出が計画されていることもあり、いわき市の海産物の価値や食文化は大きく損なわれた。

#### (8) 伝統文化から見える原発事故被害

放射能汚染下では、民俗行事の中止も相次いだ。下平窪（平地区）では、神社のお祭りでの子ども神輿が線量の関係で取りやめになった。また、小正月に東と西に分かれて交互に行われる鳥小屋行事は、四倉のカヤ場ですとったカヤを取り寄せて小屋をつくっていた。鳥小屋に、子供たちが集まって飲食をし、最後に小屋とともに正月飾りを燃やす行事である。原発事故後は、鳥小屋を燃やせない、焼却灰から放射能が出ると困るということで中断した。この間にカヤで鳥小屋をつくる技術の伝承ができなくなり、今日まで再開されていない。

下高久（平地区）でも、八幡神社の祭で三匹獅子の奉納が取りやめになった。踊り手となる子どもたちを放射線量の高い中、踊らせるのは危険だという声が大きかったからである。下高久の三匹獅子はいわき市の無形民俗文化財であり、2年間の休止のあとで再開されたが、休止の影響は大きかった。

#### (9) いわき市民の食文化や生活スタイルからみえる原発事故被害

原発事故前のいわき市での生活とは、外部から観光客を惹きつける良好な自然環境のなかで、屋外での活動を楽しみ、健康な作物や山海の恵みを喜びあうような生活を当たり前としていた。

各陳述書（甲 D79 以下等）にもあるように、いわき市は自然豊かで、海、山の幸が豊富な町であり、海水浴やマリンスポーツも盛んであり、良好な漁場もあり、たくさんの釣り客も来ていた。小名浜港などでは、カツオやサンマといった魚も多く水揚げされ、魚市場も活気があった。米作り、野菜作りを行い、近所の人や知り合いに配ることを喜びとしていた。有機野

菜にこだわり、山から取ってきた腐葉土を肥やしにして栽培していた。山では筍やシイタケの栽培をしていた。山菜のシーズンには、シドキやタラの芽などの山菜採りを頻繁にしていました。畑の周りや家の周りには、柿やイチジク、ブルーベリー、いちご、ミカン、ゆず、すだちなどの木々を育て、孫らも、ブルーベリーやいちごを、美味しそうに喜んで摘まんで食べていました。趣味の海釣りで、四倉や小名浜の海に行き、カレイやアイナメなどを釣っては、夜の食卓に並べるような生活をしていました。春夏秋冬を問わず、遊び場と言えば海岸であり、子どもたちと一緒に海岸に遊びに行き、カニを採ったりして遊ぶなど、自然からの恵みを当然のように享受できる生活をしていたのである。

そのような自然からの恵みを当然のように享受できる生活が、原発事故により相当期間否定されてしまったのである。

## 7. 小括

- (1) 自主的避難等対象区域の「滞在者」の被害は、自主避難者の被害と比べて、声を上げにくい状況にあったこともあり、過小に評価されがちである。実際、いわき市民訴訟の地裁判決は、いわき市民が高ストレス下での生活を余儀なくされていた点を見過ごし、「じわり」と押し寄せる不安と恐怖のなかの生活を、日常生活を回復しつつある状況と錯誤する認定をしている。
- (2) 汚染下で居住し続けることによる被害を認容した前述の広島高裁判決は、「土壌汚染の存在する住居に住み続けたことによる慰謝料は1か月当たり10万円を下らない」と判示している。それにも関わらず、福島原発事故によって避難が合理的と見做しうる状況で、滞在者の被害は、こうした判例と比べて著しく過小に見積もられており、滞在者の被害が過小に評価されていると言える。
- (3) いわき市は「汚染状況重点調査地域」に指定されたものの、除染が進



まない汚染下での生活が続いていた。未除染下に住み続けることで受けた「滞在者」の被害は、「ふるさと損傷」という生活侵害・人権侵害（包括的平穩生活権侵害ないし土地に根ざして生きる権利の侵害）であった。原発事故で受けた影響は長期に及んでいるが、少なくとも未除染下での生活を余儀なくされた時期については、被害を承認することが社会的公正にかなうと言える。

(4) 平穩生活権侵害の観点から見ても、畑の野菜の放射線量を測定し、食べたり配ったりするまでに少なくとも 1～2 年、近隣の山菜や屋敷まわりのタケノコについては 3～4 年かかり、山林の山菜やキノコはいまだ食べることができない。このことは、いわき市民が放射能に気を配りながら生活し続けることを余儀なくされ、その間の精神的苦痛に賠償すべきである。

(5) 「ふるさと損傷」という観点からみると、被ばくリスク不安とは「自然に対する信頼」が損なわれた状況のことである。「行動規制」とは、自然も含みこんだ共同体（ふるさと）のなかで営まれる日常生活が機能しなくなるということである。「行動規制」は日常生活の実践を著しく変容させざるを得ない状況であり、生活文化、民俗、風習の変化をもたらす。

「地域生活の毀損」とは、生活環境の破壊を意味するだけでなく、地域および地域に暮らす人々のアイデンティティの毀損（及び地域の名誉棄損）を意味する。

## 8. 滞在者被害についてあるべき賠償

(1) 中間指針第一次追補の策定においては、自主的避難等対象区域に滞在する人々の生活利益の継続的毀損という被害が、調査・検討されておらず、原賠審において、「滞在者」の被害として考慮されているのは、放射線被ばくに対する不安と、被ばく回避の措置を講じている点についてのみであった。しかし、第一次追補を議論した段階での、しかも、「滞在者」

の生活利益の継続的毀損という被害が調査・検討されないままの、「当面の」ものと考えらるべきであり、あらためて、事故直後の混乱した時期での深刻な被害、地域の生活基盤回復の遅れ、地域力の低下、廃炉作業の遅れの中で廃炉作業中の福島第一原発の周辺で暮らさなければならないことによる不安といった被害の実態を踏まえる必要がある。

- (2) 「滞在者」も原告となった訴訟のうち、生業訴訟や中通り訴訟では、避難の有無を問わず（したがって「滞在者」にも）第一次追補を超える額の慰謝料が認められている。

生業訴訟では、自主的避難等対象区域以外の原告の慰謝料も（金額は少ないが）認められている。「滞在者」については、被害の継続性に見合った賠償対象期間が設定されていない。生業訴訟では、2012年2月までの滞在者への被害の継続性が認められ、中通り訴訟でも、2011年12月末までの賠償が認められたのである。また、この期間を超えて「区域外避難」の相当性を認める判決もあり、「区域外避難」をしたこと、ないしその継続が相当なものとして賠償が認められている期間は、「滞在者」としては、避難が相当と評価される地域内で放射線被ばくへの不安やその他の被害を受けつつ生活しているのであるから、「区域外避難」とその継続が相当とされる期間は権利・法益の侵害があったとして賠償を認めるべきである。

- (3) 中間指針第一次追補では、「滞在者」の被侵害利益は何かについての検討は行われていない。しかし、賠償の必要性や賠償額を検討する上で、各地域の住民が受けた被害の内容を特定することは重要である。「滞在者」は、事故直後の時期には、原発事故により、死傷への恐怖とパニックに陥り、放射能による死傷への恐怖を体験した。事故後数年が経過しても、被ばくへの不安はなくなり、日常的に、被ばくを回避するための行動をとってきた。さらにその後も、徐々に放射性物質による生命・

身体への恐怖は薄れつつあったものの、生業（特に、第一次産業）や観光業などへの被害は著しく、地域力の低下、生活の質の低下ともいうべき時期が続いた。これらの被害も、事故と相当因果関係があるものとして、賠償の対象とすべきである。

## 第2 旧屋内退避区域の損害

### 1. 原審の認定

原審は、旧屋内退避区域の被害とその終期について、中間指針のように9月末ではなく、被害の終期を冷温停止の12月とした。ただし、慰謝料額は9月末までの月額10万円の半額とした。すなわち、「既に賠償を受けた期間の後の平成23年10月から同年12月の冷温停止（略）までの3か月として、慰謝料を月額10万円の2分の1である5万円とし、被告東電から賠償を受けた部分を超える精神的苦痛の慰謝料としては、15万円が相当（略）」（地裁判決512-513頁）とした。

### 2. 同じ30キロ圏内であるのに緊急時避難準備区域に指定されなかったこと

屋内退避区域とは、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域であり、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の区域である。いわき市の場合、市内13地区のうち、3月13日に久ノ浜・大久地区、15日に小川地区（戸渡）と川前地区（志田名・萩）に対し、国の屋内退避指示に先立って、市独自の判断で避難指示が出された。いわき市の避難指示の発令後に、これら地域は福島第一原発20～30キロ圏に発令された国の屋内退避区域となる（15日）。つまり、いわき市北部の30キロ圏にかかる地域は、この時点では、隣接する広野町と同様に、避難指示区域であった。

ところが、4月22日に設定された20～30キロ圏の緊急時避難準備区域から、いわき市の北部地域は除外された。この除外が、後に原子力賠償審

査会の中間指針策定後の損害賠償の程度に影響を及ぼすことになった。除外された地域の住民は、発災後の混乱の中、一方的に、知らぬうちに、将来に認められるはずだった損害賠償の対象から外されたのである。

このように、いわき市北部の屋内退避区域は、隣接する広野町と同様に自治体の長の判断で避難指示が出されながら、不合理で恣意的な政府判断により緊急時避難準備区域から除外されたのであり、社会的公正の観点からも、そもそも、他の福島第一原発 20～30 キロ圏内の緊急時避難準備区域に準じた被害が認容されるべき地域である。

不明瞭な事由による国の一方的な区域解除が、今日にあっては、当該旧屋内退避区域の住民の賠償を阻害する結果をもたらしているのである。いわき市民訴訟は東京電力の加害責任とともに国の責任も問うているが、最高裁で出された類の国の責任とは別に、本来ならば補償すべき被害者の賠償を予め奪うという不公正を働いた責任をも射程に入れねばならない。

### 3. 屋内退避区域の被害

- (1) 関意見書（甲 A661）でいう「じわり」型被害については、原審はその重大性を認めていない。「元の生活に戻るまでにある程度の期間を要した」（509 頁）という程度の認識である。そして、この回復期間を考慮して、屋内退避区域については第一原発が冷温停止した 2011 年 12 月までと判示している。
- (2) しかし、当時の状況を振り返ってみると、屋内退避区域についても、認識の齟齬による結果不正義が見出される。いわき市の屋内退避区域は、本来であれば緊急時避難準備区域に設定されるべき範囲であったところ、政府がいわき市長から要望があったことを理由に解除したという経緯がある。不明瞭な事由による国の一方的な区域解除が、今日にあっては、当該旧屋内退避区域の住民の賠償を阻害する結果をもたらしているのである。いわき市民訴訟は東京電力の加害責任とともに国の責任も問

うているが、最高裁で出された類の国の責任とは別に、本来ならば補償すべき被害者の賠償を予め奪うという不公正を働いた責任をも射程に入れねばならない。

(3) さらに、屋内退避の被害の終期を第一原発の冷温停止を事由としている点も、的外れである。問題は、第一原発から既に放出された放射能汚染に対する恐怖と不安（「じわり」）だという、被害の本質を捉え損なっているからである。むしろ、第二期の終期は、いわき市が未除染のまま汚染下にあった時期をもとに議論されるべきである。

(4) さらに、屋内退避の被害の終期を第一原発の冷温停止を事由としている点も、的外れである。問題は、第一原発から既に放出された放射能汚染に対する恐怖と不安（「じわり」）だという、被害の本質を捉え損なっているからである。

#### 4. 屋内退避区域の賠償

そもそも屋内退避を4月22日まで1か月以上も続けることは不可能であるにも関わらず、「政府の屋内退避指示は、同年4月22日まで継続されたのである（政府も3月25日になってやっと、屋内退避区域の悲惨な状況を把握してか、第一原発から20キロから30キロ圏内の住民に自主避難を促した）。

屋内退避の長期間の指示について、国会事故調の報告書では「その長期化によってライフラインがひっ迫し、生活基盤が崩壊した。それを受けて3月25日には、同圏の住民に自主避難が勧告された。政府は、住民に判断の材料となる情報をほとんど提供していない中、避難の判断を住民個人に丸投げしたともいえ、国民の生命、身体の安全を預かる責任を放棄したと断じざるをえない」と断罪している。

この地域では、子どもの人口減少、農業、漁業などの第一産業の減少、観光業の減少などの被害が見られる。

住民が安心して居住できる周辺環境であるというためには、除染が不可欠である。いわき市では、比較的線量の高い北部4地区（川前地区、久之浜・大久地区、小川地区、四倉地区）を優先的に除染すべき区域に定め、また、除染の対象施設としても市民の生活環境のほか、放射線の影響を受けやすい、子どもの生活環境（保育施設、教育施設、公園等）を優先的に実施し、住宅除染、道路除染などを実施してきた。しかし、北部4地域の除染が完了したのは、2014年6年末のことであった。屋内退避指示が解除された2011年4月22日の解除時点で、安心して帰った住民などおらず、それにもかかわらず、平成2011年9月にまでの期間（7ヶ月間、月額10万円、合計70万円）の賠償に限定することは、この地域の被害に対する補償としては極めて不十分であり。慰謝料の増額を行うべきである。

以上